

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区
野付半島・野付湾特別保護地区
指定計画書

平成17年11月1日

環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

野付半島・野付湾特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

野付半島・野付湾鳥獣保護区のうち、北海道標津郡標津町字茶志骨871番の西端を起点とし、同所から同番の境界線を東進し同町字茶志骨893番の南端に至り、同所から同番の境界線を北東に進み道道野付風蓮公園線との交点に至り、同所から同道路を東進し野付郡別海町字野付154-1番の公衆用道路との交点に至り、同所から同道路を南進し野付崎灯台の中心と同町字野付151-1番の南端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同町字野付151-1番の南端に至り、同所から同町所在根釧東部森林管理署1104林班の林班界を北進及び西進しポッコ沼岬の西端に至り、同所から同所と一本松岬の西端を結ぶ線を西進し同所に至り、同所から同所と喜楽岬の西端を結ぶ線を西進し同所に至り、同所から同所と同町字尾岱沼7-45番の南端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から道有林の境界線を西進し国道244号線との交点に至り、同所から同道路を北進し同町字尾岱沼8-91番の南西端に至り、同所から同番と河岸線との境界線を北進し春別川河口左岸に至り、同所から海岸線を9697m北進した点に至り、同所から同所と標津郡標津町字茶志骨871番のポンノウシ地区の南端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同番の境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域（野付郡別海町字野付63-12番の国有地の貸付地、同町所在根釧東部森林管理署1103林班イI小班及びロ小班の区域並びに昭和26年6月農林省告示第243号により指定された尾岱沼漁港の区域を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

②特別保護地区の指定目的

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間に位置し、オホーツク海に日本最大の延長約28kmの砂嘴及び砂嘴によって形成された湾部を有する。湾内の水深は約4mであり、広大な干潟及びアマモ場が形成され、エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息している。

このような自然環境を反映し、当該区域は渡り鳥の中継地として、春季及び秋季には毎年2万羽以上の渡り鳥が渡来する。特に、キアシシギ、オオハクチョウ、コクガン、ヒドリガモ、スズガモ及びホオジロガモは、これらの種の地域個体群の1%以上の個体数の渡来が確認されている。

特に、砂嘴、干潟及び藻場は、多くの渡り鳥のねぐら及び採餌の場として利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,053ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	322 ha
農耕地	— ha

水面	5, 408 ha
その他	323 ha

イ 所有者別内訳

国有地	608 ha		
国有林 301 ha	林野庁所管	301 ha	制限林 222 ha
		普通林 79 ha	
	他所管	— ha	
国有林地以外の国有地	307 ha		
財務省所管有地	307 ha		

地方公共団体有地 21 ha	都道府県有地	21 ha
	市町村有地等	— ha

私有地等 16 ha

公有水面 5, 408 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	5, 730 ha	特別地域	645 ha
（野付風蓮道立自然公園）		普通地域	5, 085 ha

文化財保護法による地域 — ha

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間の標津郡標津町及び野付郡別海町に位置している。

イ 地形、地質等

当該区域は、日本最大の鉤手状に発達した砂嘴により、野付湾を囲むように外洋と区切られている。海水の流動の少ない湾奥部は、極細粒砂、シルト、粘土の割合が多く泥質である。他方、潮汐による流れのある湾口部及び^{みおすじ}滞筋は、礫の混在する中粒以上の砂質である。また、藻場の泥はアマモの枯葉等の堆積が著しく、海底は還元泥の状況を呈している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海浜部は植生の発達は極めて貧弱で、ハマニンニク基群集を主とするが、被度は低く、オカヒジキ、ハマボウフウ、ハマベンケイ、ウンラン、シロヨモギ、ハマニガナ、コウボウスゲ等が散在する。砂丘部は、灌木層にハマナス、草本層にコヌカグサ又はシロツメクサが優占している。また、湾内の干潟部は、水位、塩分濃度等によって変化し、シバナーアツケシソウ基群集及びエゾツルキンバイーウシオスゲ基群集から形成される。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、211種の生息が確認されている。哺乳類では、エゾシカ、キタキツネ、エゾシマリス、エゾユキウサギ等の生息が確認されている。また、湾内では、エビ類、裂脚類（イサザミ類）、等脚類（横エビ類）、端脚類（とび虫類）等の甲殻類、小型の貝類、魚類、砂泥中にゴカイ類等が生息しているほか、ゴマフアザラシ等のアザラシ類の生息も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

海域の定置網において、アザラシ類による漁業への被害がある。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

①特別保護地区用制札 30 本

②案内板 5 基

生息する鳥獣類

別表

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
【アビ目】	【アビ科】	アビ オオハム シロエリオオハム ハシジロアビ	
【カイツブリ目】	【カイツブリ科】	カイツブリ ○ ハシロカイツブリ ミミカイツブリ アカエリカイツブリ カンムリカイツブリ	
【ミズナギドリ目】	【ミズナギドリ科】	○ フルマカモメ ハシボソミズナギドリ	
【ペリカン目】	【ウ科】	○ ウミウ ○ ヒメウ チシマウガラス	CR、国内希少
	【ゲンカンドリ科】	コゲンカンドリ	
【コウノトリ目】	【サギ科】	アマサギ ダイサギ ○ チュウサギ コサギ カラシラサギ ○ アオサギ	NT DD
	【トキ科】	クロツラヘラサギ	CR
【カモ目】	【カモ科】	○ コクガン ハイロガン マガン ヒシクイ ○ オオハクチョウ コハクチョウ ○ マガモ カルガモ ○ コガモ ○ ヨシガモ オカヨシガモ ○ ヒドリガモ アメリカヒドリ ○ オナガガモ シマアジ ○ ハシビロガモ ホシハジロ オオホシハジロ ○ キンクロハジロ ○ スズガモ クロガモ ピロードキンクロ シノリガモ コオリガモ ホオジロガモ ヒメハジロ ○ ミコアイサ ウミアイサ ○ カワアイサ	国天、VU 国天、NT 国天、VU NT LP
【タカ目】	【タカ科】	○ ミサゴ ○ トビ ○ オジロワシ ○ オオワシ オオタカ ツミ ハイタカ ケアシノスリ ○ ノスリ クマタカ ハイイロチュウヒ ○ チュウヒ	NT 国天、EN、国内希少 国天、VU、国内希少 VU、国内希少 NT EN、国内希少 VU
	【ハヤブサ科】	シロハヤブサ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ハヤブサ	VU、国内希少
		○ チゴハヤブサ	
		チヨウゲンボウ	
【キジ目】	【ライチョウ科】	エゾライチョウ	DD
【ツル目】	【ツル科】	○ タンチョウ	国特天、VU、国内希少
		ソデグロツル	
	【クイナ科】	○ クイナ	
		ヒクイナ	
		ツルクイナ	
		オオバン	
【チドリ目】	【ミヤコドリ科】	ミヤコドリ	
	【チドリ科】	コチドリ	
		○ シロチドリ	
		メダイチドリ	
		オオメダイチドリ	
		○ ムナグロ	
		○ ダイゼン	
	【シギ科】	○ キョウジョシギ	
		○ トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		ウズラシギ	
		○ ハマシギ	
		コオバシギ	
		オバシギ	
		ミユビシギ	
		エリマキシギ	
		キリアイ	
		ツルシギ	
		アカアシシギ	VU
		○ アオアシシギ	
		○ タカブシギ	
		○ キアシシギ	
		○ イシシギ	
		ソリハシシギ	
		○ オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		ホウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ	
		○ ヤマシギ	
		タシギ	
		○ オオジシギ	NT
		アオシギ	
	【セイタカシギ科】	セイタカシギ	EN
	【ヒレアシシギ科】	ハイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	【ツバメチドリ科】	ツバメチドリ	VU
	【トウゾクカモメ科】	クロトウゾクカモメ	
	【カモメ科】	○ ユリカモメ	
		○ オオセグロカモメ	
		○ ワシカモメ	
		アイスランドカモメ	
		シロカモメ	
		○ カモメ	
		○ ウミネコ	
		ミツユビカモメ	
		ハシグロクロハラアジサシ	
		アジサシ	
		セグロアジサシ	
	【ウミスズメ科】	ウミガラス	CR、国内希少
		○ ケイマフリ	VU
		マダラウミスズメ	
		○ ウミスズメ	CR
【ハト目】	【ハト科】	キジバト	
		アオバト	
【カッコウ目】	【カッコウ科】	ジュウイチ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ カッコウ	
		○ ツツドリ	
		ホトトギス	
【フクロウ目】	【フクロウ科】	シロフクロウ	
		コミミズク	
		フクロウ	
【アマツバメ目】	【アマツバメ科】	ハリオアマツバメ	
		アマツバメ	
【フッポウソウ目】	【カワセミ科】	カワセミ	
【キツツキ目】	【キツツキ科】	アリスイ	
		ヤマゲラ	
		クマゲラ	VU
		○ アカゲラ	
		オオアカゲラ	
		○ コアカゲラ	
		○ コゲラ	
【スズメ目】	【ヒバリ科】	○ ヒバリ	
	【ツバメ科】	ショウドウツバメ	
		ツバメ	
		コシアカツバメ	
		イワツバメ	
	【セキレイ科】	キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		○ ピンズイ	
		○ タヒバリ	
	【ヒヨドリ科】	○ ヒヨドリ	
	【モズ科】	モズ	
		オオモズ	
	【レンジャク科】	キレンジャク	
		○ ミソサザイ	
	【ツグミ科】	○ ノゴマ	
		コルリ	
		ルリビタキ	
		○ ノビタキ	
		イソヒヨドリ	
		トラツグミ	
		○ アカハラ	
		○ ツグミ	
	【ウグイス科】	○ ウグイス	
		○ エゾセンニュウ	
		○ シマセンニュウ	
		○ マキノセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		メボソムシクイ	
		○ エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	
		キクイタダキ	
	【エナガ科】	エナガ	
	【シジュウカラ科】	○ ハシブトガラ	
		○ コガラ	
		○ ヒガラ	
		○ シジュウカラ	
	【ゴジュウカラ科】	○ ゴジュウカラ	
	【キバシリ科】	キバシリ	
	【メジロ科】	メジロ	
	【ホオジロ科】	シラガホオジロ	
		ホオジロ	
		カシラダカ	
		シマアオジ	NT
		○ アオジ	
		○ オオジュリン	
		ツメナガホオジロ	
		ユキホオジロ	
	【アトリ科】	○ アトリ	
		○ カワラヒワ	
		マヒワ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ベニヒワ	
		コベニヒワ	
		○ ハギマシコ	
		ギンザンマシコ	
		ベニマシコ	
		○ ウソ	
		○ シメ	
	【ハタオリドリ科】	ニューナイスズメ	
		スズメ	
	【ムクドリ科】	コムクドリ	
		○ ムクドリ	
	【カラス科】	○ カケス	
		○ ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
		ワタリガラス	
合計(種)		211種	

ア. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【コウモリ目】	【ヒナコウモリ科】	ヒメホオビゲコウモリ	EN
		モモジロコウモリ	
		ドーベントコウモリ	
		ノレンコウモリ	
		キタクビワコウモリ	
		ウサギコウモリ	
【ウサギ目】	【ウサギ科】	○ エゾユキウサギ	
【ネズミ目】	【リス科】	エゾリス	
		○ エゾシマリス	
		エゾモモンガ	
【ネコ目】	【クマ科】	ヒグマ	
	【イヌ科】	エゾタヌキ	
		○ キタキツネ	
	【イタチ科】	エゾオコジョ	
		キタイイズナ	
		ニホンイタチ	
		○ アメリカミンク	
		エゾクロテン	
		ラッコ	
【アザラシ目】	【アザラシ科】	ゴマフアザラシ	
【ウシ目】	【シカ科】	○ エゾシカ	
合計(種)		21種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国特天: 国指定特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧
 DD: 情報不足、LP: 絶滅の恐れのある地域個体群
 国内希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。